

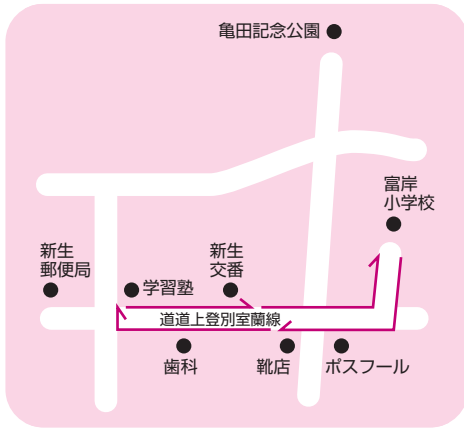
『防ごう犯罪と非行
助けよう立ち直り』

第58回社会を明るくする運動

7月は、青少年の非行防止と罪を犯した人たちの更生と理解を深める『社会を明るくする運動』の強調月間です。

今年も関係機関の協力により、交通安全の啓発と合わせて、街頭啓発パレードを行います。

- ▼日時 7月24日(木) 13時30分～15時(雨天中止)
- ▼場所 富岸小学校グラウンド
- ▼開会式 13時30分～
- ▼パレード 14時～



※パレード終了後、道警音楽隊によるドリル演奏を行います。
※雨天の場合は、開会式とドリル演奏を13時30分から富岸小学校体育館で行います。

▼そのほかの行事

- 非行防止と更生の援助についての啓発ビデオ上映会(7月～9月)
- 地区懇談会(運動期間中)
- 公開ケース研究会(ビデオフォーラム・11月17日(月))

問い合わせ 社会福祉G (☎851911)

省エネ改修工事に係る固定資産税の減額措置が設けられました

平成20年1月1日以前に建築した住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額されます。

▼対象となる省エネ改修工事

- ① 窓の改修工事
 - ② 床の断熱改修工事
 - ③ 天井の断熱改修工事
 - ④ 壁の断熱改修工事
- (外気などと接するものの工事に限る)

※『窓の改修工事』を含んでいないと、対象となりません。

▼減額期間など

改修工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする固定資産税に限り、改修家屋に係る固定資産税の税額(120平方メートル相当分までを限度)を、3分の1減額します。

▼申告及び申告期限など

固定資産税の減額措置を受けようとする方は、別に定める申告書に、『省エネ基準に適合した工事であることの証明書、領収書の写しなど』を添付して、改修工事の完了後3カ月以内に申告してください。

▼問い合わせ 税務G

(☎851155)

平成19年度の市・道民税が減額される場合があります

平成19年に実施された税源移譲により、ほとんどの方は平成19年分の所得税が減り、平成19年度の市・道民税が増えました。

しかし、退職などによって平成19年中の所得が大幅に減って所得税が課税されなくなった方は、税源移譲により市・道民税は増えたものの、所得税の減額の恩恵を受けることができませんでした。

このような方のうち、一定の要件を満たす場合、平成19年1月1日現在住んでいた市町村に申告することによって、平成19年度の市・道民税を、税源移譲前の税率で算出する税額まで減額(すでに納付済みの場合は還付)する経過措置が設けられました。

▼申告期間

7月1日(火)～31日(木)

※平成19年と平成20年の両年の1月

1日現在、市内に住所があり、6月20日(金)現在で、市が所得金額や控除額を把握している方のうち、経過措置の対象になると思われる方には、6月下旬に『市・道民税減額申告書』を個別に送付いたします。経過措置の対象になると思われる方で、申告書が届いていない方はお問い合わせください。

▼問い合わせ 税務G

(☎851155)

平成20年度消防設備士試験を行います

- ▼試験月日 8月24日(日)
- ▼試験種類 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)
- ▼試験地 苫小牧市
- ▼受験願書受付期間 7月8日(火)～16日(木)

※受験願書は、消防本部、消防署、各消防支署に備え付けています。

▼問い合わせ 消防本部総務G

(☎859611)

排水設備工事指定店を追加指定しました

- ▼工事指定店名 日南産業(株)(札幌市東区東雁来9条1丁目7-29)
- ☎011-791-3000
- ▼問い合わせ 下水道G (☎859052)

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です